

中期目標(素案)	中期計画(素案)
<p>(前文) 公立大学法人大阪府立大学は、大学を設置し、管理することにより、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、応用力や実践力に富む有為な人材の育成を行うとともに、その研究成果の社会への還元を図り、もって地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的としている。 この目的を果たすため、本中期目標の期間においては、特に、高度研究型大学として、全学的な研究水準の向上とともに、公立大学としての意義を踏まえ、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、産学官連携等により、その研究成果の社会への還元に積極的に取り組む。また、教育面においては、入学者選抜の改善や学部教育における基礎・教養教育の充実、専門職業人養成のための実践的教育の展開等により、幅広い教養や豊かな人間性と高度な専門的知識を備えた、社会をリードする人材の育成を図る。さらに、これら教育研究活動の更なる活性化を図るため、効果的、機動的な運営組織の構築や柔軟で弾力的な人事制度の整備、財務内容の改善等に取り組み、確かな経営感覚の下で、戦略的・弾力的な大学運営を推進するものとする。</p> <p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等を置く。</p> <p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標)</p> <p>1 教育研究に関する目標 (1) 教育内容等に関する目標 入学者選抜の改善 大学の教育理念・目的に応じた入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明示するとともに、多様な能力、経歴を有する学生の入学を促進するために、特別選抜入試を実施するなど、入学者選抜の多様化に取り組む。 また、学生が入学後幅広い領域の学習を重ねながら、自らの適性や関心等に基づいて主体的に専攻分野を選択できるよう、入学段階での募集単位のあり方を検討する。</p> <p>教育内容の充実・改善 ア．学部教育 全学共通教育</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)</p> <p>1 教育研究に関する目標を達成するための措置 (1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 入学者選抜の改善 ・入学者選抜についての専門組織を設け、全学的な入学者選抜の企画・推進を図る。 ・大学及び学部・研究科の教育理念・目的に応じた入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明確化し、ホームページ等により周知を図る。 ・学部入学者選抜については、より多様な能力、経歴を有する学部学生の入学を促進するため、一般選抜入試に加え、学部の特性に応じて、推薦入試や海外から帰国した生徒、社会人、障害者、外国人などを対象とした特別選抜入試を実施する。また、AO(アドミッション・オフィス)入試について、幅広い観点から3年以内に検討を行い、可能な学部で実施する。 ・多様な経歴を持った学生の入学を促進するため、学部の特性に応じて、短期大学や高等専門学校、四年制大学(学士)からの編入学制度を実施する。 ・大学院入学者選抜については、一般選抜入試の方法や試験科目を工夫するほか、社会人や外国人等の特別選抜入試を実施し、多様な学問的背景を持った優秀な学生の受入れを促進する。 ・学生が主体的に専攻分野を選択できるよう、学生の学習過程を考慮し、学問領域の近接性・関連性のある学科については合わせて募集するなど、入学段階での募集単位のあり方を3年以内に検討する。</p> <p>教育内容の充実・改善 ア．学部教育 全学共通教育</p>

新たに設ける総合教育研究機構を核として、全学を対象とする共通教育を展開する。同機構において、社会の高度化・複雑化に対応し、幅広い見識とともに、高い倫理観や豊かな人間性を培うための新しい教養教育を実施し、また、国際舞台で活躍しうる実践的な言語能力や高度情報化社会における情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図る。

専門教育

大学の目的に基づく各学部理念・目的にしたがって、学部における専門教育を行い、専門的学術を身につけた専門職業人として社会で活躍する人材を育成する。また、大学院に進学して高度な研究に取り組むための基礎となる専門的知識を修得させる。

イ 大学院教育

博士前期課程

大学の目的に基づく各研究科の理念・目的にしたがって、専門分野と関連分野に関する広範な知識の教授と研究指導を行い、高度で豊かな知識、応用力と国際性を兼ね備えた高度専門職業人及び研究者を養成する。また、実践的教育も重視し、地域社会や企業などの各分野でリーダーとして活躍できる人材を養成する。

博士後期課程・博士課程

大学の目的に基づく各研究科の理念・目的にしたがって、専門分野の高度な知識体系の教授と研究指導を行い、将来学問研究のトップランナーとして国際的に活躍することができる広い視野と深い専門的学識を備えた研究者及び高等教育教授者を養成する。

多様な教育・履修システムの構築

学生の主体的学習意欲を引き出し、幅広い視野を持った人材を育成するため、学生が自らの関心や進路希望等を踏まえて多様な履修内容を選択できる教育・履修システムを構築する。

学部においては、柔軟な科目選択や提供科目の工夫、転学部・転学科制度の導入に取り組む。また、他大学との連携やインターンシップの推進を図る。

大学院においては、きめ細かな研究指導体制を設け、また、他の試験研究機関等との連携大学院制度を推進する。さらに、社会人の学習需要に応えるため、大学院サテライト教室の充実や授業・研究指導の工夫に取り組む。

・総合教育研究機構において、全学を対象とした共通教育科目(教養科目、基盤科目)や、専門基盤科目(専門基礎科目)を開設する。看護学部、総合リハビリテーション学部については、当該学部において、専門基盤科目(専門支持科目)を開設する。

・教養科目では、現代社会が直面する様々な課題に対応するため、学際的・総合的な判断能力、チャレンジ精神や独創性、倫理観や人権意識などを養う科目を充実する。そのため、現代的、人類的なテーマを設定し、通常の講義型科目だけでなく、複数の講師が担当する科目や討論・発表中心のゼミナール科目を開講する。

・基盤科目では、外国語科目、一般情報科目、健康・スポーツ科学科目など、基礎的な知の技術を習得する科目を充実する。

・専門基盤科目では、理科系と医療系の学生に対して専門科目と密接に関連する科目を開講して、基礎学力の向上と専門科目への円滑な接続を図る。

・教育職員免許状、司書・司書教諭資格、学芸員資格に関わる資格科目を開講する。

専門教育

・全学共通教育と専門教育の相補関係を履修モデルや履修指導を通じて明確にする。また、大学院への進学者の多い工学部、生命環境科学部、理学部においては、博士前期課程との連続性を考慮した教育を展開する。

・従来の講義型科目に加えてプロジェクト企画型、学外研究、討論・発表型科目などを展開する。

・学外教授等制度や地域と連携した学習支援システムの構築を図るなど学外実習を充実させる。

・特に成績が優秀な学生については、学部3年(獣医学科4年)の在学中で大学院に進学できる制度(飛び入学)を実施する。また、学部3年での卒業を認める制度(獣医学科を除く)について3年以内に検討する。

・工学部、生命環境科学部については、卒業後の専門技術者としての国際的な通用性を確保するため、日本技術者教育認定機構(JABEE)の実施する教育プログラムの認定取得を中期目標期間中に目指す。

・専門職種に関する国家試験について合格率の上昇を図る。

イ 大学院教育

博士前期課程

・学部専門教育との連携を保ちながら、専門分野に関する高度な専門知識や関連学問分野に関する幅広い専門知識を教授する。

・専門的課題についての研究能力を高めるため、問題設定・問題解決能力及び学術論文や技術資料の調査・分析能力を向上させるための科目を充実させる。また、論文執筆能力を培うための充実した指導を行う。

・日本語及び英語を初めとする外国語でのコミュニケーション能力の向上を図り、学術報告の発表や討論を行う能力を培う。

・研究科・専攻の特性に応じ、高度な専門性が求められる職業に従事する人材を育成するコース等を設け、より実践的な教育を展開する。

博士後期課程・博士課程

・専門分野に関する重要課題を認識し、普遍的価値のある問題を抽出し、それらを分析・総合・評価し、新しい知識を体系化する能力を養うために、特別研究・特別演習などの科目を開講する。また、優れた学術論文を執筆できるよう、充実した論文指導を行う。

・異文化に対する理解とコミュニケーション能力の向上を図り、国内外の学会、国際会議において論文発表や研究討論を行う能力を培う。

・自らの専門分野を探究するだけでなく、他分野の研究に対して視野を広げ、独創的な学問分野を開拓する能力を培うために、他分野の科目が履修できるようにする。

多様な教育・履修システムの構築

ア 学部教育

・学生の学習意欲を喚起するため、学部1年次から専門科目、演習・実験科目を開設し、科目等の特性に応じてクラス編成を少人数にするなどの方策を実施する。

・学生の主体的な興味、関心に基づき、学部・学科の枠を越えた科目履修を可能とする「自由選択枠」を設ける。

・高い専門性ととも、複眼的で幅広い視野を身につけるため、学部等の特性を考慮しつつ、主専攻以外の科目を副専攻として履修することができる制度を3年以内に検討する。

・高等学校教育の多様化などにより、様々な履修歴の学生が増加する中、高等学校教員等の協力を得て、必要な学生を対象に、リメディアル教育(補習教育)を実施する。

・学生が自らの適性や将来の進路を慎重に見直した結果、転学部・転学科を希望するに至った場合には、入試・編入学制度との整合性を考慮しながら柔軟に対応できる制度を導入する。

・学生の学習機会の拡充を図るため、他大学が開講する講義の相互履修や単位認定を行う単位互換制度を実施し、連携大学数を中期目標期間中に増加させる。また、連携の推進に当たっては、遠隔講義や共同講義などの新しい取り組みについても検討を進める。

適切な成績評価等の実施

学生の卒業・修了時の質を確保し、卒業生として内外に評価されるよう、履修指導体制の充実を図り、各科目の到達目標と成績評価基準を明確にした上で、厳格な成績評価の仕組みを構築する。

適正な学生収容定員の検討

公立大学としての適正な収容定員の検討を進める。学部の学生定員については、今後の18歳人口の急速な減少などを考慮し、適正な規模の検討を行う。大学院の学生定員については、高度な専門的知識・能力を備えた人材に対する社会的要請は今後も増大することが予想されることから、拡充する方向で検討する。

- ・学生の学習意欲を喚起するとともに、学生に自らの適性や将来設計を考える機会を与え、高い職業意識の育成を図るため、自らの専攻や将来の進路と関連した就業体験を行うインターンシップを、単位を付与する正規の授業科目として位置づけるなど充実させる。
- ・ボランティア活動や国内外でのフィールドワークなど、実体験を重視した活動の単位認定について3年以内に検討する。

イ．大学院教育

- ・先端的な研究成果を、特別講義等の科目やオプションコースの設定などにより、大学院教育課程に反映させる。
- ・他の試験研究機関や民間企業から客員教員を受入れ、学生がこれらの機関の施設・設備を活用した研究指導を受ける機会を確保する、連携大学院制度を推進する。
- ・大阪の都心部に夜間や週末に開講する経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)において、社会人を対象とした充実した教育研究を展開する。
- ・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、研究科・専攻の特性に応じて、特定の時期または時間帯において授業や研究指導を実施するなどの工夫を行う。
- ・あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期履修学生(パートタイム学生)制度の導入について、3年以内に検討する。
- ・特定の職業に従事するために必要な、より高度な専門的・実践的知識を有する人材養成を目的とした専門職大学院の設置について、幅広い観点から中期目標期間中に検討を進める。
- ・優秀な大学院生を教育補助者や研究補助者とするティーチング・アシスタント制度(TA)やリサーチ・アシスタント制度(RA)の積極的な活用を図る。

適切な成績評価等の実施

- ・学部学生の学習効果を高めるため、1年間に登録できる履修単位の上限を設定する。
- ・各科目の到達目標と成績評価基準をシラバス等で明確に示した上で、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、厳格な成績評価を行う。また、学生自身が学習の達成度を評価できる仕組みを検討する。
- ・特に成績が優れた学生には、表彰、大学院進学推薦や飛び入学資格の付与などを行い、学生の勉学意欲を高める。
- ・学力不振の学生に対しては、指導教員や学生アドバイザー等による十分な学習指導・生活指導を行い、その後成果が上がらない場合は退学勧告を行う制度の導入について、3年以内に検討する。

適正な学生収容定員の検討

- ・各年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。
- ・教育研究組織のあり方の検討(学部・学科等再編を含む)とともに、公立大学としての適正な収容定員の検討を、次期中期目標に向けて進める。

(2) 研究水準等に関する目標

目指すべき研究の水準

教員個人及びグループは、研究の目的意識を明確にしつつ、各々の研究分野での成果が国際的に評価される高い水準となるよう努力する。また、基礎研究から応用研究までの広範な領域における先端的研究に取り組む。

大学としての重点的な取組み

全学において研究水準の向上を図るとともに、地域及び産業界との連携を強化し、地域の課題や社会の要請に対応した、特色ある研究の推進を図る。特色ある、また優れた成果を期待できる研究に対しては重点的に支援する方策を確立する。

成果の社会への還元

新たに設ける産学官連携機構を核として、大学の知的財産である教員の研究成果を社会に積極的に還元する仕組みを構築する。また、シンポジウムや公開講座等を通じて、成果を広く社会に紹介し還元する。

(2) 研究水準等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の水準

- ・教員個人及びグループは、研究の目的意識を明確にしつつ、各分野の先端的課題に取り組み、所属する国内外の学会等において相応の研究業績を上げるだけでなく、その活動が当該学問分野において高い評価を受ける水準となるよう努力する。
- ・学術論文の発表及び学術講演・学会発表については、その水準の維持向上を図るとともに、件数を増加させる。

大学としての重点的な取組み

- ・大学における教育研究の活性化を促し、戦略的な学内資源配分を推進するため、教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長(学長)のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分するシステムを導入する。
- ・21世紀の日本経済・社会の発展の牽引力となる、主要な技術であるIT、ナノ、バイオなどの研究について、重点的・持続的な推進を図る。
- ・産学官連携機構において、提案公募型産学官共同プロジェクト研究の選考及び評価を行う体制を整備し、その推進を図る。採択された研究については、予算配分を行うほか、各学部・研究科等に所属する教員を任期付きで参画させるなど重点的集中的に取り組む。
- ・21世紀COEプログラムなど国のプロジェクトに適合した戦略拠点プロジェクト研究を推進する。

成果の社会への還元

- ・産学官連携機構を核として、民間企業や公的機関等との共同研究やライセンス移譲、地域の抱える課題に対する大阪府や府内自治体との連携を推進する。また、大学のシーズ紹介フェア、シンポジウム、民間企業などとの交流会等を開催する。
- ・総合教育研究機構の教育改革・展開部門にエクステンション・センターを設置し、府民のニーズに応える多様な公開講座の実施に取り組む。
- ・教員の業績評価の一要素として社会貢献面の評価を実施し、教員の積極的な社会貢献を促す。

(3) 教育研究の実施体制に関する目標

教育研究体制の充実

教員を、大学院研究科または学部、総合教育研究機構等へそれぞれ所属させ、各教育研究組織間の緊密な連携のもと、責任ある教育の実施や教員間の交流・共同研究の促進などを行い、教育研究活動の活性化・高度化を図る。

全学教育研究組織の確立

ア．総合教育研究機構

全学共通の教養・基礎教育の専門機関として新たに設ける総合教育研究機構の充実を図る。

また、同機構においては、時代の要請に応じた質の高い大学教育を提供するため、全学的な教育改革を推進する。

さらに、府民を対象に提供する公開講座などの大学開放事業を、体系的・一元的に運営する。

イ．学術情報センター

情報化時代に即応した図書館機能の充実や情報システムの統合的運用を図り、学外にも開かれた情報拠点として新たに設ける学術情報センターの充実を図る。

図書館については、複数キャンパスに対応した統一かつ一体的な運営体制を構築し、また、情報システム及び情報ネットワークについても、大学として一元管理を実施する。

(3) 教育研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

教育研究体制の充実

- ・すべての学部の上に大学院を設置することを視野に入れ、教員の教育研究水準の向上を図る。
- ・教員の博士号の取得率や学生の大学院進学率の向上を図り、教員の所属組織を学部から大学院へ移行する大学院研究科の部局化を、一定の基準のもと推進する。
- ・教育研究の流動性確保の観点から、複数の教授、助教授などで構成する大講座制を推進する。
- ・総合教育研究機構は、学部・研究科の協力のもと、質の高い全学共通の教養・基礎教育等を展開する。
- ・講座、分野、学科・専攻、学部・研究科、さらには大学の枠を超えた教員・研究者間の交流を促進し、学内外の共同研究、プロジェクト型の研究を推進する。
- ・教育研究の推進に当たっては、ティーチング・アシスタント制度(TA)やリサーチ・アシスタント制度(RA)、博士研究員(ポスドク)制度など、大学院生や若手研究者の効果的な活用を図る。
- ・一定期間、管理・教育職務を免除し、研究に専念させるサバティカル制度の導入について中期目標期間中に検討を進める。

全学教育研究組織の確立

ア．総合教育研究機構

- ・総合教育研究機構に共通教育部門と教育改革・展開部門を設ける。
- ・共通教育部門は、全学共通の教養・基礎教育の実施や資格科目の提供について、学部・研究科の協力のもと、その充実を図る。
- ・教育改革・展開部門に高等教育開発センターを設置し、学部・研究科と調整の上、全学的な教育改革を推進する。同センターでは、授業評価の適切な手法の検討を進めるなどして、教育活動及びその効果に関する調査・分析を行い、また、教育改革に関する研修・講習等の事業を実施して、全学の教育内容の改善と教員の教育に関する力量の向上を図る。さらに、学生の入学前後の学習状況を把握し、その検討結果を接続教育をはじめとする教育のあり方・改善のための指針とする。
- ・教育改革・展開部門にエクステンション・センターを設置し、学部・研究科の協力を得て、府民のニーズに対応した特色ある講座を毎年度体系的に提供する。その際、大阪府や府内自治体、他大学との連携も行き、提供方策の多様化を図る。

イ．学術情報センター

図書館機能の充実

- ・学術情報センター図書館は総合図書館として機能の充実を図るとともに、羽曳野図書館(仮称)を始め学部等の図書室では専門図書等の資料の充実に努める。
- ・各キャンパスで別々に運営されている図書館システムを次期システムリプレイス時に統合し、情報ネットワークの強化によって蔵書情報を共有するなど各キャンパスや学部等図書室の機能強化を図る。
- ・必要に応じ、古蔵書や重複図書の整理を行うとともに、電子ジャーナルや新刊書の充実を図る。
- ・大阪女子大学附属図書館(平成19年3月に廃止予定)が所蔵する貴重図書を始めとした蔵書を中百舌鳥キャンパスに整理・移転し、利用に供する。

情報システム機能の充実

- ・業務用・教育用・研究用システムを統合した学内統合情報システムを構築することにより、学内情報の効率的な運用管理とセキュリティの適切な対応を行う。
- ・統合情報システムの効率的な運営を推進するため、情報システム及び情報ネットワークに関する先端的な研究等の成果を活用する。
- ・遠隔講義システムを導入し、ネットワーク型キャンパスにおける教育研究環境の整備に取り組む。

学内外に開かれた情報拠点

- ・ウェブサービスの充実とともに、学習や研究に必要な資料の充実や学生ニーズに応じた選書などの取組みを行い、平成22年度の全学の図書館・図書室の貸出冊数は合計12万冊を目指す。
- ・地域の文化ストックである学術情報センター図書館を生涯学習や学術情報の拠点として、広く府民に開放し、府民登録者数は年間4,000人程度を維持する。
- ・学術情報センターのホールの活用を促進し、公開講座や学生行事等学内利用はもとより、広く府民の利用に供し、利用回数を毎年度増加させるよう努める。

ウ．産学官連携機構

産業の高度化や新産業の創出など地域産業の振興に貢献するとともに、教育研究活動の活性化にも繋げるため、知的財産の創造や発掘、マネジメントから活用までを一元的に実施する組織として新たに設ける産学官連携機構の充実を図り、大学に蓄積された知識や技術を社会に還元するシステムを確立する。

学部・研究科附属施設の展開

学部・研究科に設置する附属施設について、教育研究機能の高度化や「開かれた大学」の促進の観点から、その特性を効果的に発揮できるよう展開する。

(4) 学生への支援に関する目標

学生が学習しやすい環境づくりを推進するため、学生センターの機能を充実するなどして、学生が容易に相談できる学習相談・生活相談体制や学生の健康管理体制の整備、情報提供のシステム化等による経済的支援や就職支援の実施、留学生や障害のある学生に対する支援など、学生への幅広い支援を行う。

ウ．産学官連携機構

産学官連携機構の体制整備

- ・旧大阪府立大学の知的財産ブリッジセンター（知的財産本部）の機能を充実・発展させた上、共同研究開発の機能を加え、知的財産の創造や発掘、マネジメントから活用までを一元的に実施する組織として、産学官連携機構の体制整備を行う。
- ・産学官連携機構の中に、産学官連携の司令塔として機構の企画運営及び意思決定を行う総合戦略調整室を設置し、その下に提案公募型共同プロジェクトの推進や附属施設の管理と運用などを行う先端科学イノベーションセンター、外部資金獲得の核となり各種活動を推進するリエゾンオフィス、長期戦略による知的財産の活用を行い将来の産学官連携に寄与する知的財産マネジメントオフィスを設置する。

施設・設備等の再編

- ・旧大阪府立大学に設置していた先端科学研究所及び同生物資源開発センター、科学技術共同研究センターについては、その施設及び設備について産学官共同研究に資するため、産学官連携機構の附属施設として再編する。

学部・研究科附属施設の展開

- ・学部・研究科に「生産技術センター」（工学部・同研究科）、「附属教育研究フィールド」及び「附属獣医臨床センター」（生命環境科学部・同研究科）並びに「臨床心理相談室（仮称：中期目標期間中に整備予定）」（人間社会学部・同研究科）を教育研究用の実験・実習施設として附置し、質の高い教育研究を目指す。
- ・研究成果の地域還元を図るため、「女性学研究センター」（人間社会学部・同研究科）等を設け、特定課題の研究の促進や論集の発行、公開講座への参画などを促進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生センターの機能を充実し、各キャンパスの学生事務部門との連携を図りつつ、学生への支援を実施する。

学習相談、生活相談、健康管理

- ・学生センターに相談窓口を開設し、学習相談等に対応するとともに、学生アドバイザー等との緊密な連携を図りつつ、迅速な問題解決を推進する。また、学生が予約なしに研究室を訪問し、気軽に教員に相談できるよう、教員が研究室等を一定時間常開放するオフィスパワーの実施を推進し、学生センターにおいて、その実施情報を一括提供する。
- ・学生の心身の健康管理体制を充実するため、健康管理センター（仮称）の設置を図る。
- ・クラブ等の課外活動の活性化支援、留学やボランティア活動、住宅等の情報提供、セクシュアル・ハラスメント等の相談など、学生生活全般の相談・サポートを行う。
- ・本学への理解を深め、入学後の学生生活をより充実したものとするため、入学志願者等に対し、本学の教育研究内容やキャンパスライフ、学生への支援制度等の説明を行うオープンキャンパスや入試ガイダンスを積極的に展開する。

経済的支援

- ・日本学生支援機構、公共団体、民間団体の奨学金制度や企業等から取得したアルバイト等の情報を学生が気軽に入手可能とするため、学生センター等学内PCの端末から提供できるようシステム化する。
- ・学業に精励している者でやむを得ない事情により授業料の納付が困難な者等に対しては、授業料の減額または免除を行う。また、民間銀行と提携した教育ローン制度を導入する。
- ・学生が国内外の学術集会に積極的に参加・論文発表をする機会を増やすため、旅費等の支援を行う制度について3年以内に検討する。

就職支援

- ・1学年の段階から職業意識を育成し、自己の進路について考える機会を提供するキャリア・セミナーを実施し、また、インターンシップを積極的に推進する。
- ・卒業（修了）前の就職活動支援として、就職ガイダンスを年8回実施し、自己分析、業界情報提供、面接対策など、きめ細かなサポートを行う。
- ・企業等へのPR活動や関係機関との連携の強化を図るなど、就職情報の収集・提供体制を強化し、学生の就職率の向上に資する。また、企業等から取得した就職情報を学生が気軽に入手可能とするため、学生センター等学内PCの端末から提供できるようシステム化する。
- ・就職希望学生のほぼ100%の就職率を目指す。

留学生、障害のある学生への支援

- ・海外から受入れた留学生等に対して、宿舍のあっせんなどの生活支援、奨学金制度の紹介や外国語科目等におけるTA制度の活用による経済的支援を行うとともに、チューター制度の拡充により生活全般の相談・サポートを行う。

	<p>・障害のある学生に対する支援については、ソフト・ハード両面の大学全体としての取組みを推進するとともに、学生センターにおいて、各学部・研究科と連携して、支援の必要な学生の状況を把握し、健康管理面などの役割を担う。</p>
--	--

2 社会貢献等に関する目標

(1) 社会との連携に関する目標

地域社会への貢献

ア. 教育面での貢献及び連携

社会人に開かれた大学

社会人のキャリアアップのためのリカレント教育をはじめ、府民の生涯学習への需要の増大に応える。

このため、大学院サテライト教室の充実や社会人特別選抜入試の実施、科目等履修生制度の活用等を通じて社会人の受入れを推進する。

また、総合教育研究機構を核として、府民のニーズに対応する、質の高い公開講座の提供を行う。講座数においても、府民ニーズに応じて段階的な提供増を行う。

高等学校等との連携

より高いレベルの教育を受けることを希望する高校生の希望に応えるとともに、高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、高大連携講座など府下の高等学校等との相互の協力・連携事業を推進する。

また、教育内容をより充実した社会の要請に応えるものとするため、企業やNPOとの連携を推進する。

イ. 産学官連携の推進

産学官連携機構において、民間ニーズに即した研究に対して予算等を重点的に配分し短期間での成果創出を図るプロジェクト研究等の推進や、民間企業への技術移転や外部研究資金獲得のためのリエゾン活動、知的財産の発掘や特許化、ライセンスなどの知的財産マネジメント活動に取り組み、地域社会への貢献を果たす。

平成22年度において、年間の共同研究件数300件、受託研究件数150件及び当該年度までの特許権取得件数50件を目指す。また、各種支援により、大学発ベンチャーの創出を促進し、平成22年度までの創出件数15件を目指す。

2 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置

地域社会への貢献

ア. 教育面での貢献及び連携

社会人に開かれた大学

- ・大阪の都心部に夜間や週末に開講する経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)において、社会人を対象とした充実した教育研究を展開する。
- ・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、研究科・専攻の特性に応じて、特定の時期や時間帯において授業や研究指導を実施するなどの工夫を行う。
- ・あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期履修学生(パートタイム学生)制度の導入について、3年以内に検討する。
- ・社会人特別選抜について、すべての大学院研究科での実施を目指し、また、学部においても、特性に応じて実施する。
- ・大学の一部の授業科目のみを履修し、単位を取得することのできる科目等履修生制度を活用し、自らに必要な科目のみを選択して履修を希望する社会人の受入れを推進する。
- ・公開講座について、総合教育研究機構の教育改革・展開部門に設置するエクステンション・センターにおいて一元的に取り組み、大阪の産業活性化や文化の発展、保健医療福祉の充実等に結びつく特色ある講座を、より体系的に提供できるようにする。また、授業公開、出張講義、体験型講座などの方策の活用や都心での講座の開催を図る。講座数については、府民ニーズに応じて段階的な提供増を行う。
- ・南大阪地域大学コンソーシアムなどの大学間連携によって提供される公開講座にも、エクステンション・センターを中心にして積極的に参画する。

高等学校等との連携

- ・高校生が大学での講義を受講することのできる高大連携講座を充実させ、参加者の増加を図る。また、受講生が入学した場合には、修得した単位を大学において修得したものと認めるよう3年以内に検討する。さらに、大学教員が高等学校に出向く出張講義の拡充など、多様な形態の連携講座について検討する。
- ・現在、府立高等学校と実施している高大連携推進協議会に、私立高等学校等の参画を図るなど、高等学校等との協議機能の拡充について検討を進める。
- ・府内の高等学校・小中学校教員等へのリフレッシュ教育を積極的に実施する。
- ・地域社会や産業界の要請に応えるため、社会人に対するリフレッシュ教育のためのプログラム作成について企業等との共同開発を図る。
- ・大学での研究成果の地域社会への還元やボランティア活動の授業への取り入れなどで、NPOとの連携を図る。

イ. 産学官連携の推進

プロジェクト研究等の推進

- ・IT、ナノ、環境、バイオなどの先端研究分野において、民間のニーズに即した研究テーマについて学内において公募を行い、予算等を重点的に配分する提案公募型産学官共同プロジェクト研究を推進することにより、短期間での成果創出を促進し、地域産業の振興に貢献する。
- ・ITや環境、バイオに関連した基盤研究の推進を図るとともに、デバイスやセンサー等の開発を推進する。

リエゾン活動の推進

- ・民間企業への技術移転を促進するため、技術相談窓口を一元化し、共同研究や受託研究、技術指導等の活動を充実させ、平成22年度においては、共同研究件数300件、受託研究件数150件を目指す。
- ・大学の有する知的財産と、企業ニーズとのマッチングを図るため、シーズ及びニーズ調査によるデータベースを構築するとともに、様々な情報発信やPR活動を推進する。
- ・地域金融機関等との連携を促進することにより、幅広い企業との連携を図り、企業が抱える様々な問題に対する助言やアイデアなどの提示を行う技術相談を推進する。
- ・創業や起業意欲を高め、大学発ベンチャーを数多く創出するために、オンライン相談窓口の開設や金融支援スキームの構築など各種ベンチャー支援を展開し、平成22年度までの大学発ベンチャーの創出件数15件を目指す。
- ・府の各試験研究機関(産業技術総合研究所、食とみどりの総合技術センター、公衆衛生研究所等)や保健医療機関(急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、成人病センター等)との共同研究の実施や、施設の相互利用など、緊密な連携体制を確立するとともに、府内自治体との連携についても促進を図る。
- ・学外の技術移転機関である大阪TLO等との連携を図る。

知的財産マネジメント活動

- ・知的財産の特許化、著作権化を推進し、平成22年度においては、特許出願件数100件、当該年度までの特許権取得件数50件を目指す。
- ・知的財産の管理や運用を図るため、知的財産や特許のデータベース化を進め、企業等への情報提供を行うとともに、ライセンスの推進を図る。
- ・知的財産に対する教職員の意識向上を図るため、知的財産関連の教育等を実施する。

ウ．府政との連携

現在大阪府が直面している産業構造の転換、少子高齢化、情報化、環境問題等の諸課題に対応し、大阪府の産業発展や文化振興、保健医療福祉の充実等に資するため、シンクタンクの機能の強化や人事面での連携などを通じて、府政との連携を進める。

地域の大学との連携

教育研究活動の一層の向上を図り、また、地域社会の発展に貢献するため、地域の中核の大学として、大阪府内や関西の大学間の学术交流を積極的に推進する。

(2) 国際交流に関する目標

国際的にも存在感のある大学を目指し、国際交流協定の締結に基づく大学間交流を中心に、研究者の受入れや派遣、共同研究の推進、学生の相互交流など国際的な教育研究交流の推進を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 全学的な大学運営に関する目標

全学的な経営戦略の確立

全学的・中長期的視点に立った経営戦略を確立するため、民間的発想の経営手法の導入や財政基盤の安定化を図る。

また、限られた学内資源を効果的に活用し、教育研究を活性化するため、理事長のトップマネジメントのもと、戦略的な配分システムを構築する。

効果的・機動的な運営組織の構築

理事長のリーダーシップを効果的に発揮させるため、重要業務や特定戦略課題に応じた役員執行体制を確立するとともに、理事長等の役員支援や総合調整を円滑かつ機動的に処理する補佐体制を整備することにより、効果的・機動的な運営を推進する。

ウ．府政との連携

- ・教員が、府の抱える政策課題に対応した研究テーマを主体的に設定し、学際的研究プロジェクトの提案に努める。また、府の関係部局と大学相互間の情報交換に努めるとともに、教員の府審議会等への協力など、府政への専門的な知識・経験の活用を進める。
- ・府政との連携をより緊密なものとするために、大学教員の府政への参画や府職員の非常勤講師としての活用など、人事面での連携を推進する。
- ・府の各試験研究機関(産業技術総合研究所、食とみどりの総合技術センター、公衆衛生研究所等)や保健医療機関(急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、成人病センター等)との共同研究の実施や、施設の相互利用など、緊密な連携体制を確立するとともに、府内自治体との連携についても促進を図る。

地域の大学との連携

- ・府内四年制大学で組織する「大学コンソーシアム大阪」に積極的に参画し、関西の経済界との交流、高校との交流、大学の教育・研究等に関して協力・連携強化を図る。
- ・南大阪地域の多くの大学が参加する「南大阪地域大学コンソーシアム」に積極的に参画し、教育研究面のみならず、社会貢献面での活動を推進し、大学相互の連携を深めるとともに、地域社会や産業界との連携を強化する。

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・国際交流協定の締結について、大学としての組織的一元的な対応のもと、研究者交流や共同研究、学生の相互交流(単位互換)の推進など、交流内容の充実を図る。
- ・大阪府や府内自治体と海外姉妹・友好都市提携を結んでいる都市の大学と国際交流協定を締結するなどして国際交流を深める。
- ・日本学術振興会が実施する研究者招へい等の諸事業も活用し、優れた外国人研究者の受入れを積極的に行う。受入れの際の宿舍の確保などきめ細かな受入れ体制を整える。
- ・人材育成という観点から、若手研究者の海外への派遣に積極的に取り組む。
- ・国際協力の観点から、JICAを通じた研修生の受け入れなどにも取り組む。
- ・海外の大学にとって魅力ある大学となるよう、研究水準や教育内容の質の向上はもとより、特に大学院において、セメスター制の活用を図る。
- ・(財)大阪府大学学術振興基金から引き継いだ財産を活用し、学術的国際交流事業等の効果的・効率的な推進を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な大学運営に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立

- ・理事長を補佐する理事(経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事)への民間企業出身者等の登用により、民間の経営センスを大学経営に積極的に取り入れ、財政基盤の安定強化及び外部資金等の自己収入の拡充など、全学的な経営戦略を確立する。
- ・事務部門に経営企画部(仮称)を設置し、経営担当理事のもと、中・長期的視点にたった経営方針や財務改善方策を企画する。
- ・大学における教育研究の活性化を促し、戦略的な学内資源配分を推進するため、教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長(学長)のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分するシステムを導入する。

効果的・機動的な運営組織の構築

- ・理事長を補佐する各理事(5人)に各業務を分担させ、それぞれの各理事の責任体制のもとで機動的な業務執行を行うとともに、役員会の設置により、理事長のリーダーシップの下、役員相互の緊密な連携を図り、円滑な大学運営を推進する。
- ・総務部総務課(仮称)に役員支援・総合調整セクションを設置し、理事長をはじめ各役員の指揮命令が各部局に迅速に伝わる体制を整備するとともに、広報・国際交流・危機管理など法人が一体的に対応すべき業務の窓口の一元化を図り、効果的・機動的な業務運営を進める。
- ・役員会のもとに、部局長連絡会議を設置し、役員と部局長間相互の意思疎通、全学的な運営方針の共有化を図る。

学外の有識者・専門家の登用

役員や審議機関への経営感覚に優れた学外人材の登用や、社会ニーズを反映できる各界各層からの参画を図り、大学経営の機能強化や社会との連携、開かれた大学運営を推進する。

内部監査機能の充実

財務会計や大学業務に精通した人材を監事に登用するとともに、監事を中心とした実効性ある監査制度を整備し、財務規律や法人業務の適正処理を確保する。

(2) 部局運営に関する目標

大学組織内における部局長の権限と責任を明確にし、全学的な方針のもとで、部局長を中心とした意思決定の迅速化、各部局の効率的・機動的運営の実現を図る。また、部局間の十分な連携を確保できる体制を構築し、全学的な教育研究組織の運営を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

公立大学の存在意義を踏まえ、また、教育研究の進展や社会のニーズの変化に的確に対応するため、学部・学科等再編を含め教育研究組織の見直しに取り組む。また、組織間連携や教員の所属組織間異動などによる柔軟かつ流動的な体制を確保することにより、教育研究活動の更なる活性化・高度化を図る。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標

非公務員型のメリットを活かし、地域貢献など学外活動の活性化や教員の流動性の確保、多様な人材活用に資する柔軟で弾力的な人事制度を整備する。

また、事務職員等の任用形態の多様化を図り、法人の管理運営や企画立案などの業務の必要性に応じた機動的かつ確かな人事を行う。

(2) 業績評価制度の導入に関する目標

教職員の業績を多面的かつ適正に評価する制度・体制を構築し、教職員の意欲の向上、組織の活性化を図るとともに、教育研究の質の向上や教職員の適正な処遇確保への活用を図る。

(3) 公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標

公募制の徹底と任期制の導入により、多様で優秀な人材に門戸を開き、教育研究組織の流動化及び活性化を図るとともに、任用制度の透明性を高める。

学外の有識者・専門家の登用

・経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事に、民間企業出身者等を登用し、民間のノウハウを大学経営に生かす。
・経営会議の委員の半数を占める学外者の委員には、経済団体や私立大学関係者、公認会計士など、各界各層から大学経営に関する有識者を登用する。
・公立大学として地域のニーズを教育研究分野にも反映させる観点から、教育研究会議の学外者の委員2人は、府内高校関係者及び府内経済界等から登用する。

内部監査機能の充実

・適正で効率的な大学業務の執行を図るため、監事のもとに監査業務を行う体制を整備する。
・監査業務に従事する職員の専門性向上を図るため、学外の有識者・専門家の協力を得ながら、必要な研修などを実施する。

(2) 部局運営に関する目標を達成するための措置

・各学部・研究科長等は、人事・予算面での権限強化を図り、各学部・研究科長等のリーダーシップのもとで、全学的な方針に基づく機動的な学部・研究科等の運営を進める。あわせて、教授会の審議事項を精選し、効率的な学部・研究科等の運営を図る。
・全学的な教育研究組織の長は、それぞれの担当理事が兼ねるなど、機動的かつ全学的な視点からの運営に取り組む。
・部局間の連携・協力の推進を図るため、必要に応じ、専門委員会を活用するなど効率的な運営を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

・各教育研究組織の評価結果を踏まえ、次期中期目標に向け、公立大学として重点化すべき教育研究組織のあり方(学部・学科等再編を含む)について検討を進める。
・兼任教員による科目提供や部局の枠を超えた共同研究の実施などの組織間連携を充実させるとともに、教育研究の動向に応じた教員の所属組織間異動を柔軟に実施する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成するための措置

・産学官連携を始めとした地域社会への貢献など、積極的な学外活動を展開するため、教育研究など本来の業務に支障のない範囲で、兼業や兼職の規制緩和を図る。
・産学官連携機構におけるプロジェクト研究を活性化させるため、各学部・研究科等に所属する教員の参画など、部局間での教員の流動性を高める。
・教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、柔軟で弾力的な勤務形態が可能となる制度の導入を図る。
・法人の事務職員等の採用にあたっては、民間企業経験者や大学業務経験者を即戦力として活用するなど、経験や専門性に着目した選考方法も活用する。

(2) 業績評価制度の導入に関する目標を達成するための措置

・研究、教育、社会貢献、学内貢献など多面的な視点からの、適正な教員の業績評価システムを構築し、導入する。
・教員の業績評価を反映した研究費配分の仕組みを18年度から導入する。
・優秀な研究成果を上げた教員に対して、大学独自の表彰を行い、内外に公表する。
・事務職員等の業績評価は、大阪府の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資する制度とする。
・教員及び事務職員等の業績評価結果が反映される給与システムについて、国立大学法人等の動向を踏まえつつ検討を進める。新たな給与システムを構築するまでの間においても、現行制度において、可能な範囲で業績評価結果に配慮した適正な制度運用を図る。

(3) 公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標を達成するための措置

・教員の採用は、公募を原則とし、教員採用の透明性を高め、多様な人材を確保する。また採用の公正を期すため、全学的な人事組織を設置する。
・助手の採用にあたっては、任期付任用とするとともに、産学官連携機構におけるプロジェクト研究に必要な外部教員等について、任期制を導入する。
・一層の教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、講師以上の職階についても、各学部・研究科等の教育研究の特性に配慮しつつ、任期制の導入を検討し、成案が得られたものから順次実施する。

(4) 教員組織の計画的なスリム化等に関する目標

質の高い教育研究機能を保持しつつ、教員の適切かつ計画的な定員管理を推進し、教員定数(平成14年度時点)の25%削減を概ね10年間で達成する計画の実現を図るため、段階的に教員組織のスリム化を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

効率的で効果的な大学運営を目指し、企画立案機能の充実強化や学生サービス・教育研究支援の向上に資する観点から、アウトソーシングの推進や事務の一元化など事務の効率化・簡素化に取り組む。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

大阪府からの運営費交付金に支えられることを基本としつつも、安定した経営基盤の下に自律的経営を行うことができるよう、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保に取り組み、経営基盤を強化する。外部研究資金の獲得額は、平成22年度において法人化前に比して30%増加を目指す。

また、個性と魅力あふれる研究型大学としていく経費の確保のため、授業料等学生納付金のあり方について検討する。

2 経費の抑制に関する目標

業務運営の合理化・効率化により、経常的・管理的経費を抑制する。人件費を含む管理的経費(新規事業分を除く)について、平成22年度において法人化前に比して、%の削減を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の実態を常に把握・分析し、全学的かつ経営的視点に立った、資産(土地、施設、設備等)の効率的・効果的な運用を図る。金融資産については、安全確実な運用を行う。

(4) 教員組織の計画的なスリム化等に関する目標を達成するための措置

・中期目標期間中においても、質の高い教育研究機能を保持しつつ、計画的・段階的に教員組織のスリム化を図る。(中期目標期間中に概ね80名を削減する。)

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

・事務処理の簡素化・集中化を推進し、より効率的な事務執行体制を確立するとともに、学生サービスの向上や教育研究支援向上のため、財務会計・人事給与・教務学生業務のシステム化・ネットワーク化を図る。
・分離キャンパスに関する事務は、一元的に処理することが適当な業務について、中百舌鳥キャンパス(法人本部)に集約化し、事務の効率化を図る。
・定例・反復業務についてアウトソーシングによる事務の効率化を進めるとともに、企画立案や専門的分野への人的配置の重点化を図る。
・学生サービス業務や研究支援業務の向上を効率的に進めるため、必要に応じ、契約職員等の活用を図る。
・非常勤職員の専門性や事務処理能力を高めるため、人件費コストを勘案しつつ、雇用期間の延長など雇用形態の適正化を図る。
・人的資源を有効に活用する観点から、非常勤職員の雇用の一元管理を徹底し、機動的な人的配置を行う。

財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

・高度な学術研究及び産学官連携の推進を図るため、国や地方公共団体の競争的資金(科学研究費及び提案公募型を含む)や民間財団からの研究助成による基礎的研究資金、企業等との共同研究・受託研究による資金、企業からの奨励寄附金など各種の外部研究資金について、各教職員がその獲得に努め、また、産学官連携機構において、シーズ及びビーズの調査やPR活動など獲得のための必要な支援を行う。外部研究資金の獲得額は、平成22年度において法人化前に比して30%増加を目指す。
・外部研究資金の受入れに際し間接経費を徴収し、この内光熱水費及び消費税を除いた分を産学官連携費として、知的財産管理や産学官連携経費の一部に充当する。また、さらなる外部研究資金獲得に対する教員のインセンティブ保持のため、産学官連携費の用途について検討を進める。
・知的財産の特許化及び技術移転の推進により、ロイヤリティ収入及びライセンス収入の増加を図る。
・存在意義の拡大と経営基盤の強化の観点から、既存の人的、物的、知的資源の有効活用のもと、公開講座や大学院サテライト教室の充実、施設の開放など新たな事業の展開も含め、多様な事業に積極的に取り組む。
・授業料等学生納付金については、公立大学の役割や適正な受益者負担などの観点から、適宜見直しを行う。その際、学部・研究科ごとの適正な料金設定についても検討を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

・教員人件費については、教員配置計画に基づき、平成22年度において法人化前に比して、%の削減を行う。
・事務職員等の人件費を含む管理的経費(新規事業分を除く)については、以下の取組みを推進することにより、平成22年度において法人化前に比して、%の削減を行う。
○事務処理の簡素化、集中化を推進し、より効率的な事務執行体制を確立する。
○財務会計、人事給与事務など事務全般のシステム化により、発生源入力、電子決裁の徹底を図り、ペーパーレス化を推進する。
○定型的業務等については効果的、効率的なアウトソーシングを推進する。
○キャンパス間に共通する物品の一括購入、委託業務の一括契約等を推進するとともに、複数年契約の導入を検討する。
○既存施設、設備機器、インフラの共同利用や共同活用を推進する。
○省エネ、省資源意識を涵養するとともに、光熱水料抑制の効果的な管理手法を検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

・責任の所在と経営戦略を明確化した資産の運用計画を毎年度策定し、コスト管理、分析を行う。
・特に固定資産については、適切な維持管理の下、各資産の最適利用に努める。また、外部利用にあたっては、定期的な見直しを行い、適正な利用料金の設定に努める。
・外部資金等金融資産について適切なリスク管理を行い、安全確実な運用を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、大学の自己点検・評価の体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。また、外部評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。自己点検・評価及び外部評価の結果は、速やかに公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標

公立大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、開かれた大学とするため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供に取り組む。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備等に関する目標

平成 19 年春の大仙キャンパスの廃止に伴い、中百舌鳥キャンパスに移動する教員及び学生の教育研究環境の整備を図るため、必要な改修工事を行う。

また、老朽・狭隘化が進んでいる中百舌鳥キャンパス学舎の計画的な整備とともに、りんくうタウンにおいて生命環境科学研究科学舎の整備を行う。

整備にあたっては、学部・研究科間の共同利用や産学官連携における利用などの施設の有効活用を始め、新築又はリニューアル改修という整備手法や資金調達を含む事業手法などにも留意しながら、効率的・効果的に実施する。

また、学舎の良好な環境を保つため、施設等の機能保全・維持管理を計画的に実施する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・大学として組織的に自己点検・評価に取り組むための体制を整備する。
- ・部局及び全学単位で、定期的かつ継続的な自己点検を行う。
- ・教育研究のみならず、社会貢献や管理運営などに関して、多面的な評価を実施する。
- ・大学評価・学位授与機構等の認証評価機関の外部評価結果を活用する。
- ・評価結果を基に改善のための課題を明確化の上、課題ごとの取組可能な改善計画を策定し、段階的かつ確実な改善を図る。
- ・自己点検・評価及び外部評価の結果をホームページ等により学内外に公表し、多様な意見を吸収する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・大阪府の情報公開条例に基づく実施法人として、法人文書等の情報公開を推進し、その責務を果たす。また、そのための体制を整備する。
- ・広報活動を一元的かつ効率的に行う体制を整備し、全学的な広報活動の計画を毎年度策定し、その充実・活性化を図る。
- ・ホームページ、冊子、マスコミ等を通じて、以下の大学情報を広く公開・公表する。ホームページについては、適宜更新を行い、情報を管理する。
 - 中期目標、中期計画
 - 年度計画、財務内容、管理運営状況
 - 自己点検・評価結果
 - 教育関連情報及び研究成果等
- ・教育研究等の大学活動に関するデータを全学的に収集・蓄積し、一元管理されたデータベースを構築することにより、迅速な情報発信を推進する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

三大学再編統合に伴う緊急整備計画案に基づく学舎整備

- ・緊急整備計画案に基づき、平成 17 年度及び 18 年度において中百舌鳥キャンパス学舎の一部改修工事を実施し、大仙キャンパスの廃止に伴い移動する教員のための研究諸室や、学生、大学院生のための諸室を整備するとともに、学部・学科等の再編により所属替える教員の研究諸室を整備する。

総合的なキャンパスプラン案に基づく学舎整備

- ・キャンパスプラン案に基づき、総合教育研究機構棟の整備など、老朽・狭隘化が進んでいる中百舌鳥キャンパス学舎の計画的な整備工事を実施し、魅力あるキャンパスづくりを進める。
- ・キャンパスプラン案に基づき、りんくうタウンにおいて生命環境科学研究科学舎の学舎整備を行い、研究機能の強化を図る。

整備に係る諸課題への対応

- ・既存施設の活用状況についての点検・評価を行い、学部・研究科間の共同利用や産学官連携における利用など有効活用を図る。
- ・設備の設置状況等の全学的な実態把握に努め、その有効活用を図る。
- ・キャンパスプラン案に基づく学舎整備にあたっては、整備着手前に費用対効果の精査を行い、効果的・効率的な手法により整備を実施するものとする。
- ・限られた財源で効率的な整備を行うため、民間活力を最大限活用しながら、資金調達を含む事業手法の工夫により、コスト削減と資金需要の平準化を図る。
- ・エネルギーの効率的利用と有効活用を図り、省エネルギーの啓発と実施に努める。

施設等の機能保全・維持管理

- ・屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、学内関係者に対する啓発活動に努める。
- ・屋内外環境及び施設設備の実状について点検・評価を行い、機能保全・維持管理を計画的に実施する。

2 安全管理等に関する目標

教育研究環境において、安全と衛生を確保するとともに、事故・災害を未然に防止し、環境保全を推進するための安全管理体制を整備する。また、安全教育・環境保全に関する研修を実施するなど、教職員の安全衛生、環境保全に関する意識の向上を図る。

3 人権に関する目標

人権が不当に侵害され、良好な教育研究・職場環境が損なわれないよう、人権尊重の視点に立った全学的な取組みの充実を図る。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・安全衛生管理に係る組織の整備を図る。また、総務部の施設管理課(仮称)に安全衛生管理業務を位置付け、各部局との連携を図りつつ、全学的な安全衛生管理を推進する。
- ・安全衛生管理に関する教職員、学生の意識向上を図り、事故の未然防止のため、安全衛生週間などの機会を捉え、定期的に、学内研修を実施する。
- ・実験室等の安全点検を定期的実施し、安全管理に関するチェック機能を強化する。
- ・特に取扱いに注意すべき機械・器具については作業のマニュアル化を図るとともに、有害・危険薬品や放射性同位元素の危険物取扱いに関する啓発活動・管理体制を強化する。
- ・総務部の総合調整セクションに危機管理業務を位置付け、危機管理指針や防災計画の策定、関連機関との連携強化、学内の緊急連絡体制の整備など、全学的な危機管理体制を構築する。
- ・生命科学研究における安全管理について、基準や対応方針を定め、全学的な対応を図る。

3 人権に関する目標を達成するための措置

- ・相談、啓発、問題解決など全学一体となって取り組む組織を設ける。
- ・全教職員に対し、定期的に人権に関する研修会を実施する。
- ・全学的な立場から学内ハラスメントの防止対策ガイドラインを設定し、必要に応じ改定する。
- ・大阪府の個人情報保護条例に基づく実施機関として、個人情報の適切な取扱いを行い、その責務を果たす。また、そのための体制を整備する。
- ・生命科学や保健医療科学分野における研究倫理について、基準や対応方針を定め、全学的な対応を図る。

(その他の記載事項)

予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

短期借入金の限度額

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

剰余金の使途

地方独立行政法人法施行細則(平成17年大阪府規則第 号)で定める事項

- 1 施設・設備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標期間を超える債務負担
- 4 積立金の処分に関する計画